

確定申告期間が延長されます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、十分な期間を確保し申告会場の混雑の回避を図るため、滝上町内で実施する「所得税の確定申告」「住民税の申告」期間も下記のとおり延長いたします。

申告期間：2月16日～4月15日

申告会場：2月16日～3月15日（別紙 申告日程表のとおり）

3月16日～4月15日（役場庁舎 税務窓口）

受付時間：午後3時30分まで

※入場時の検温、マスクの着用、アルコール消毒などの感染予防へのご協力をお願いします。また体調がすぐれない方は、無理をせずに後日あらためてご来場ください。

※会場の混雑が予想される場合は、日程や時間を調整させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

※滝上町内の会場では、LINEによる入場整理券の事前発行は行っておりませんのでご注意ください。（税務署のみ対応）

※混雑状況を確認したい場合は下記までご連絡ください。

ご不明な点は、滝上町役場 住民生活課 住民税係
0158-29-2111（内227・228）までご連絡をお願いします。

令和2年分所得税の確定申告及び令和3年度住民税の申告日程表

月・日	時 間	会 場	参 集 地 区
2月16日(火)	午前9:00～午後3:30	役場1F第1会議室	あけぼの町
17日(水)	午前9:00～午後3:30	〃	滝美町
18日(木)	午前9:00～午後3:30	〃	栄 町
19日(金)	午前9:00～午後3:30	〃	旭町・元町
21日(日)	午前9:00～午後3:30	〃	町内全域
22日(月)	午前9:00～午後3:30	〃	幸 町
24日(水)	午前9:00～午後3:30	基幹集落センター	濁川中央
25日(木)	午前9:00～午後3:30	〃	濁川みどり町・雄鎮内・大正・滝下・雄柏
26日(金)	午前9:00～午後3:30	〃	新 町
3月 1日(月)	午後1:30～午後3:30	役場1F第1会議室	溪樹園入所者及びアイビーハイツ入居者
2日(火)	午前9:00～午後3:30	〃	年金所得のみの方(町内全域)
3日(水)	午前9:00～午後3:30	〃	年金所得のみの方(町内全域)
4日(木)	午前9:00～午後3:30	〃	札久留・白鳥
5日(金)	午前9:00～午後3:30	〃	一区・二区・三区
8日(月)	午前9:00～午後3:30	〃	滝西・茂瀬・四区
9日(火)	午前9:00～午後3:30	〃	町内全域
10日(水)	午前9:00～午後3:30	〃	町内全域
11日(木)	午前9:00～午後3:30	〃	町内全域
12日(金)	午前9:00～午後3:30	〃	町内全域
15日(月)	午前9:00～午後3:30	〃	町内全域

※ 地区毎に指定された日に都合が悪い場合は、他の日程で申告することも可能です。

※ 役場閉庁日の申告受付は2月21日(日)です。

※ 年金所得のみの方(年金以外の所得がない方)を対象とした日は3月2日(火)、3月3日(水)です。

※所得税の確定申告書等の提出の際は

「マイナンバーの記載」+「本人確認書類の写しの添付」が必要になります。

《本人確認書類の例》

- ①マイナンバーカード(両面)
- ②通知カード+運転免許
- ③住民票(マイナンバー入り)+健康保険の被保険者証などです。

確定申告に必要なもの



- 印鑑
- 「マイナンバーカード」または「通知カードおよび運転免許証等の本人確認書類」
- 前年中の収入や必要経費がわかる書類
- 給与・公的年金所得の場合 源泉徴収票
- 雑(公的年金以外)所得の場合 支払調書、支払明細書、支払年金額等のお知らせなど
- 営業・農業・不動産所得の場合 帳簿、通帳、領収書など「申告相談時に収支内訳書を作成することになります。作成に必要な領収書や帳簿の整備をお願いします。事業の収入及び支出にかかる領収書は、項目別に集計したものをお持ちください。」
- 配当所得の場合 配当金計算書
- 譲渡所得の場合 売買契約書や、譲渡するためにかかった費用の領収書など
- 生命保険(個人年金保険料・介護医療保険料を含む)・地震保険(旧長期損害保険料)の控除証明書
- 国民健康保険税・国民年金保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の領収書または支払証明書等(納付書の年度にかかわらず、領収印が令和2年1月1日から令和2年12月31日までのもの)
- 寄付した団体から交付を受けた寄付金の受領書
- 本人、控除対象配偶者及び扶養親族が障がい者の場合は、障がいの程度等を証明するもの(障害者手帳等または障害者控除対象者認定書)

確定申告会場にお越しになる方へのお願い

入場時の検温

- ✓ 入場時に検温を実施しています。37.5度以上の発熱がある場合、咳などの風邪の症状のある場合、検温にご協力いただけない場合など感染防止の観点から適切でないと判断したときには入場をお断りさせていただきます。
- ✓ 発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、後日あらためてご来場ください。

マスクの着用、手指消毒

- ✓ 会場ではマスクを常時着用していただき、会場入口等での手指消毒をお願いします。

少人数での来場

- ✓ 会場には、申告される方おひとりでお越しください。
- ✓ 介助を要する等の理由で複数名でお越しになる場合においても、必要最小限の人数でお越しください。